

平成 27 年 9 月 11 日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
専務理事 藤原勝紀 先生
一般社団法人 日本心理臨床学会
理事長 野島一彦 先生
一般社団法人 日本臨床心理士会
会長 村瀬嘉代子 先生
日本臨床心理士養成大学院協議会
会長 石川 啓 先生

京都府臨床心理士会
会長 大山 泰宏

公認心理師法成立における所信と要望

心理職の国家資格化に関しまして、年来の数々のご尽力に深く感謝申し上げます。

この度、公認心理師法が成立し、いよいよ法制化された初めての心理職の資格が作り出されることになりました。今後、認定団体やカリキュラムをめぐる様々な検討が行われる極めて重要な局面になると拝察しております。

京都府臨床心理士会では、今後の活動において以下の諸点を大切にしていく所存であります。併せて、貴団体におかれましても、ぜひご考慮・ご検討いただきますよう、強くお願いする次第であります。

1. 臨床心理士が、臨床心理面接・査定・地域援助・研究の活動の中で出会う人々にとって、さらに意義深い関係を取り結ぶことができるよう、臨床心理士の職能をいっそう向上させるべく、努力いたします。とりわけ、臨床心理士の活動や養成におけるこれまでの実績と深く関わる独自性と精神が、今後も尊重されるよう願っております。
2. 公認心理師資格が、心理的支援を要する方々にとってより適切な支援を行うことができる資格となるために、医師をはじめとする他職種との関係・養成課程(カリキュラム)・認定の仕組みなどの諸制度に、これまで臨床心理士が積み上げてきた実績と専門性が十分に活かされる事が重要だと考えています。なかでも、国会審議の中で法案の審議や採決とあわせてなされた附帯決議が尊重され実現されるよう、強く願っております。
3. 貴団体のお考えは、私ども臨床心理士の今後のあり方を検討していくうえで、きわめて重要だと認識しております。臨床心理士の養成、認定、職能等に関して重要な立場にある貴団体が、公認心理師法成立に至り、どのようにお考えになり、どのような方針で今後活動されていくのか、できうるかぎり早い時期に公表していただくとともに、四団体での話し合いの機会をもってください。

以上

京都府臨床心理士会 平成 27 年年 9 月 9 日 臨時理事会決議